**グローバル教育院における博士論文のインターネット公表に関するガイドライン**

日本語版

**１．「やむを得ない事由」を具体的に説明する資料の例**

別紙様式１「インターネット公表に関する申出書」の「３　上記理由の詳細」欄に、博士論文の全文をインターネット公表できない「やむを得ない事由」を具体的に記載及び説明するための資料について例示する。

|  |  |
| --- | --- |
| 博士論文の全文をインターネット公表できない「やむを得ない事由」 | 具体的に説明する資料（例） |
| １. 博士論文が、立体形状を含むなどの理由により、インターネットで公表できない内容を含む。 | 具体的な箇所を別紙様式１に記載する。 |
| ２. 博士論文に使用している他者の著作物（図表等）について、インターネット公表に対する著作権者からの許諾が得られていない。 | 具体的な箇所を別紙様式１に記載する。 |
| ３．博士論文の一部が共同著作物（共著）を元としており、インターネット公表に対する共著者全員の同意が得られていない。 | 承諾しない旨が記載された書類（様式任意）の写しを添付する。 |
| ４. 被験者あるいは観察対象等の個人情報保護の観点から、インターネット公表に不適切な箇所がある。 | 具体的な箇所を別紙様式１に記載する。 |
| ５. 博士論文の全部または一部がすでに学術雑誌等に掲載済みであり、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない。 | 契約書に類する書類の写しを添付する。 |
| ６. 博士論文の全部または一部がすでに図書等として出版されており、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない。 | 契約書に類する書類の写しを添付する。 |
| ７. 博士論文の全部または一部について、すでに出版契約がされており、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない。 | 契約書に類する書類の写しを添付する。 |
| ８. 博士論文の全部または一部が、単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行される予定である。  ※全文公表の義務が免じられるのは、グローバル教育院の定める一定期間（学位授与日から３年）の範囲内に限られます。期間を過ぎれば、他の理由がない限り、全文が公表されることになります。 | 具体的な箇所を別紙様式１に記載する。  （単行本名、雑誌名も） |
| ９. 特許申請のため、公表できない期間がある。 | 具体的な箇所を別紙様式１に記載する。 |
| １０. その他、インターネットで公表できない特別な事由がある。 | 具体的な内容を別紙様式１に記載する。 |

**２．「博士論文の内容を要約したもの」の公表に関するガイドライン**

「インターネット公表に関する申出書」に記した理由により、博士論文の全文を公表できない場合は、「博士論文の内容を要約したもの」を公表することになります。

以下のガイドラインに従って、差し支えない範囲において可能な限り多くの学術成果をインターネット公表するようにしてください。

（１）著作権にかかわる図版があるために全文公表ができない場合は、その図版のみ非公開とし、それ以外の部分は可能な限り公表する。

（２）著作権の使用の不承認があるために全文公表ができない場合は、その旨記述し、それ以外の部分は可能な限り公表する。

（３）個人情報保護の観点から問題があるために全文公表ができない場合は、その旨記述し、それ以外の部分は可能な限り公表する。

（４）主論文に含まれる学術論文について、インターネットでの公開に対する学術雑誌または出版済みの書籍の出版社から使用承認が得られないために全文公表ができない場合はその旨記述し、当該部分の掲載雑誌名、巻号、ページ数等を明記することによって読者の便宜を図るとともに、それ以外の部分は可能な限り公表する。

（５）特許申請がかかわるために全文公表ができない場合は、その旨記述し、それ以外の部分は可能な限り公表する。

（６）博士論文の全部または一部が、単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行されるために全文公表ができない場合

①　すでに出版されている場合は、その旨記述し、刊行された著作の書誌事項を記載することによって、読者の便宜を図る。

②　すでに出版契約がされている場合も、上記①と同様

③　博士論文の一部をこれから刊行する場合は、当該部分にその旨記述して削除のうえ、それ以外は可能な限り公表する。

④　いまだ出版契約に至らないものの、近い将来において刊行される期待があるものについては、論文の内容の要約を公表する際に、「３年以内に出版予定」（３年はグローバル教育院で定めている猶予期間の上限）と記すこととし、刊行に支障が生じない範囲において公表する。